

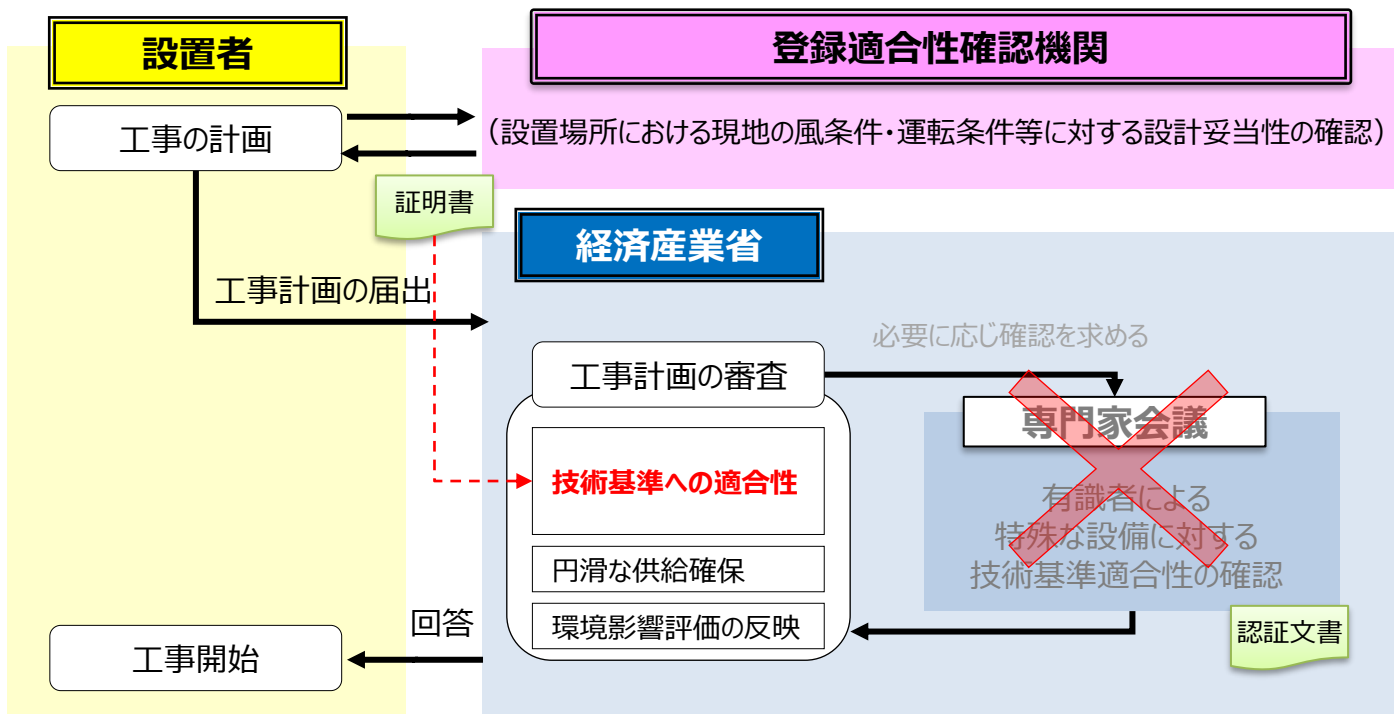
登録適合性確認機関に係る 制度設計について

令和 4 年 6 月 2 9 日
産業保安グループ
電 力 安 全 課

登録適合性確認機関制度の創設

- 今般の電気事業法の改正により、**専門的知見を有する事業者を「登録適合性確認機関」と位置づけ**、電気工作物の設置者が経産省へ工事計画を届け出る前に、当該機関が**技術基準への適合性を事前に確認する制度（登録適合性確認機関制度）**を創設。
- **本制度の対象は、当面は風力発電設備に限定**。登録適合性確認機関は、**風力発電に特有の設備（ナセル、支持物、基礎等）に係る技術基準適合性を確認**し、適合する場合にはその旨を記載した**証明書**を発行。

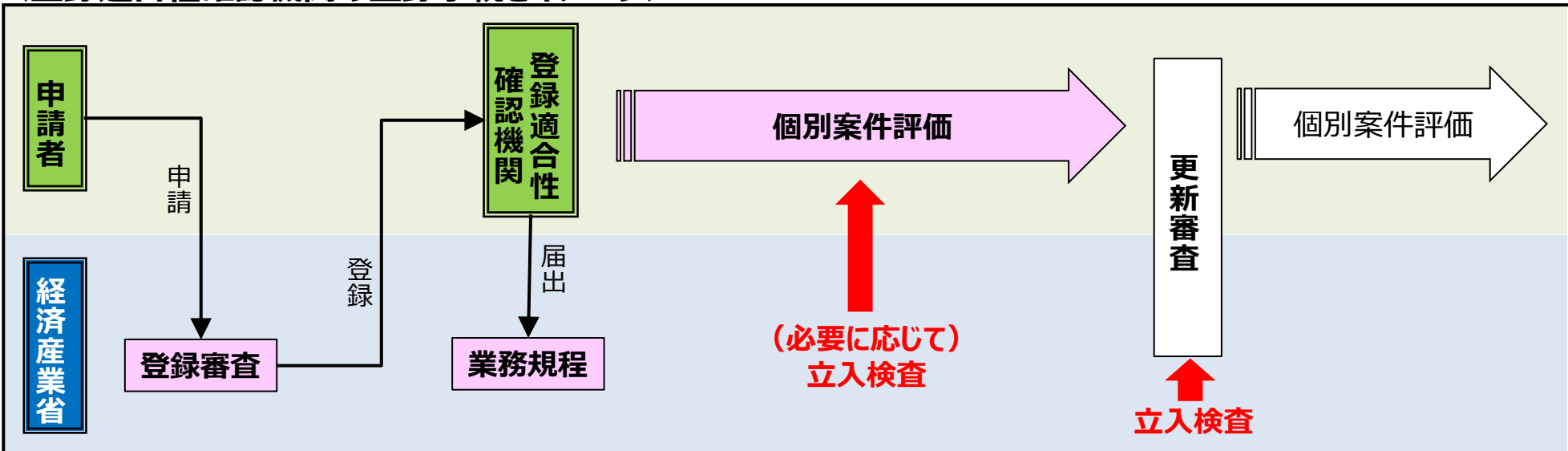
<風力発電設備の工事計画確認の流れ>



登録適合性確認機関制度に係る登録手続とその論点

- 経済産業省は、①風力発電設備の性能を評価可能な高い専門性を有すること、②公正・中立に審査を行うことができることという観点から、登録適合性確認機関を厳格に審査。
- 登録適合性確認機関は、業務規程を届け出た上で確認業務を開始。経済産業省は、登録更新（政令で定める期間：3年）の審査時のみならず機動的に立入検査を実施し、同機関による適切な審査を担保。
- 加えて、運用に当たっては、技術基準への適合性確認審査の迅速化及び技術基準等の不断の見直し（改善）に努める必要。

<登録適合性確認機関の登録手続イメージ>



<登録適合性確認機関制度に係る論点>

- (1) 適合性確認を行う能力の適正な評価
- (2) 登録機関の公正性・中立性の担保
- (3) 審査の迅速化
- (4) 技術基準等の不断の見直し

(参考) 適合性確認に係る関連条文

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号） ※傍線部分は高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案による改正部分

（技術基準の適合性確認）

第四十八条の二 事業用電気工作物であつて荷重及び外力に対して安全な構造が特に必要なものとして経済産業省令で定めるもの（以下「特殊電気工作物」という。）について、前条第一項の規定による届出をする者は、当該特殊電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合するものであることについて、経済産業大臣の登録を受けた者の確認（以下「適合性確認」という。）を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者は、特殊電気工作物について適合性確認を行い、当該特殊電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合しているときは、その旨を記載した証明書を交付することができる。

（登録）

第六十七条 第四十八条の二第一項の登録（以下この節において単に「登録」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、適合性確認を行おうとする者の申請により行う。

（登録の更新）

第七十条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 （略）

(1) 適合性確認を行う能力の適正な評価

- **登録適合性確認機関は、技術的な観点から個別の風力発電設備に係る工事計画を審査し、それが技術基準に適合していると認められる場合には証明書を発行する。**こうした事務を的確に実施していくためには、**①信頼性のある証明書を発行できる組織体制と、②風力発電設備に係る技術基準を熟知し設備の安全性を総合的に評価できる能力、**の両方が備わっていることが必要。
- 経済産業省による登録審査では、特に、**①組織体制については製品認証機関の認定等の客観的なエビデンス、②評価能力については登録審査における適用基準や申請者の過去の技術評価実績について、重点的に確認**することとしてはどうか。

<登録審査における技術基準への適合性を確認する能力の評価軸>

①組織体制

- 信頼性のある証明書を発行することができる組織としての能力を確認。
- ✓ **組織マネジメントの能力を証明する客観的なエビデンス**（案：製品認証機関の要求事項 ISO/IEC 17065の認定 等）
- ✓ コンプライアンス体制の確保
- ✓ 欠格条項の有無 等

②評価能力

- 風力発電設備に係る技術基準に精通し、それに基づき設備の安全性を総合的に評価することができる能力を確認。
- ✓ 電気事業法第69条第1項第2号に該当する学歴ないし実務経験を有する者の有無
- ✓ **適用基準（JIS、IEC、風力発電技術基準など）への準拠**
- ✓ **過去の技術評価の実績** 等

(参考) 登録適合性確認機関の登録基準に関する関連条文

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号） ※傍線部分は高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案による改正部分
(登録の基準)

第六十九条 経済産業大臣は、第六十七条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 特殊電気工作物の性能を総合的に評価する手法を用いて適合性確認を行うものであること。

二 次のいずれかに該当する者が適合性確認を実施し、その人数が二名以上であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において電気工学、土木工学、機械工学若しくは建築学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は適合性確認に関する実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において電気工学、土木工学、機械工学若しくは建築学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は適合性確認に関する実務に通算して四年以上従事した経験を有するもの

ハ 電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は適合性確認に関する実務に通算して六年以上従事した経験を有する者

三 登録申請者が、特殊電気工作物を設置する者（以下この号及び第七十五条第二項において「特殊電気工作物設置者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、特殊電気工作物設置者がその親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

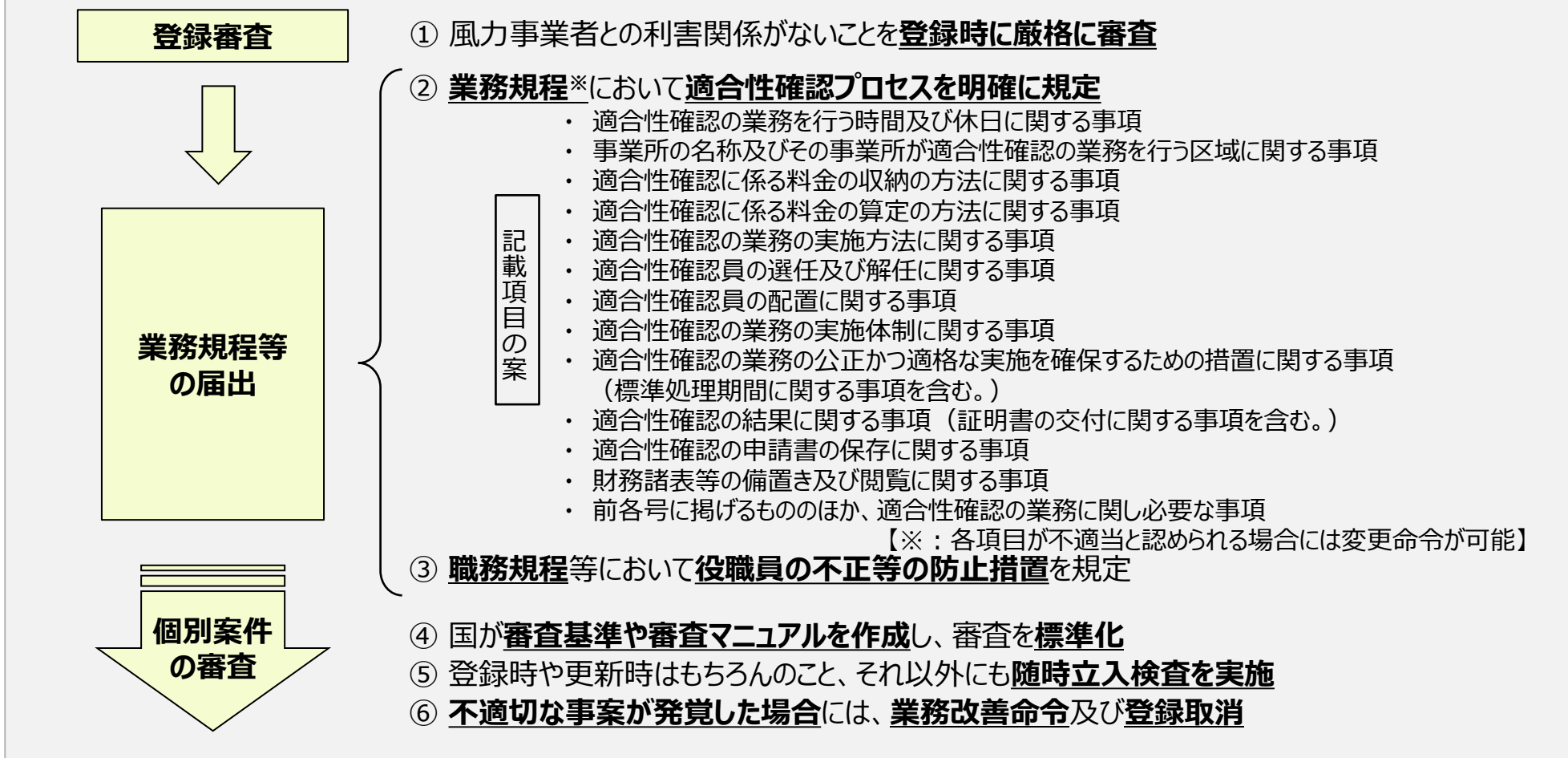
ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める特殊電気工作物設置者の役員又は職員（過去二年間に当該特殊電気工作物設置者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、特殊電気工作物設置者の役員又は職員（過去二年間に当該特殊電気工作物設置者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

(2) 登録適合性確認機関の公正性・中立性の担保

- 登録適合性確認機関は、国による工事計画の審査の一部を担うため、その審査の信頼性が揺らいではならず、公正かつ中立な立場から確認業務を行う体制を継続的に確保することが重要。
- そのため、経産省としては、当該機関の登録にあたり、その適切性を厳格に審査することから始まり、当該機関が確認業務を開始した後も、立入検査等を実施し、国による監督を確実に実施する。

<登録適合性確認機関の公正性・中立性担保の取組>



(参考) 業務規程

<改正電気事業法における登録適合性確認機関の業務規程>

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号） ※傍線部分は高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案による改正部分
(業務規程)

第七十三条 登録適合性確認機関は、適合性確認の業務に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）を定め、適合性確認の業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 業務規程には、適合性確認の実施方法、適合性確認に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めなければならない。
- 3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出のあつた業務規程が適合性確認の適正かつ确实な実施上不適當となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

<現行法における登録安全管理審査機関の業務規程の記載内容>

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）

(業務規程)

第一百五條 法第七十三條第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 審査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 事業所の名称及びその事業所が審査の業務を行う区域
- 三 料金の収納の方法に関する事項
- 四 料金の算定方法
- 五 審査の実施の方法に関する事項
- 六 安全管理審査員の選任及び解任に関する事項
- 七 安全管理審査員の配置に関する事項
- 八 審査の申請書の保存に関する事項
- 九 経済産業大臣に対する安全管理審査の結果の通知に関する事項
- 十 審査の業務を行う電気工作物（第九十四条各号に掲げるもののうち、一部の電気工作物の審査の業務を行わない場合に限る。）
- 十一 前各号に掲げるもののほか、審査の業務に関し必要な事項

(参考) 登録適合性確認機関の公正性・中立性担保に係る関連条文

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号） ※傍線部分は高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案による改正部分
(欠格条項)

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一～三 (略)

(業務規程)

第七十三条 登録適合性確認機関は、適合性確認の業務に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）を定め、適合性確認の業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、適合性確認の実施方法、適合性確認に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定め
ておかななければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出のあつた業務規程が適合性確認の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認め
るときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(登録の更新)

第七十条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 (略)

(適合命令)

第七十六条 経済産業大臣は、登録適合性確認機関が第六十九条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、そ
の登録適合性確認機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第七十七条 経済産業大臣は、登録適合性確認機関が第七十一条の規定に違反していると認めるときは、その登録適合性確認
機関に対し、適合性確認を行うべきこと又は適合性確認の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命
ずることができる。

(登録の取消し等)

第七十八条 経済産業大臣は、登録適合性確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は期間を定め
て適合性確認の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十一条、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条第一項又は次条の規定に違反したとき。

二・三 (略)

四 第七十三条第三項又は前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

(3) 審査の迅速化

- 洋上風力発電設備の設置にあたっては、電気事業法に基づく工事計画届出のみならず、港湾法や船舶安全法（浮体式の場合）に基づく事前審査も必要となる。
- 現在の運用では、第三者認証機関が発行するウインドファーム認証を工事計画審査の参考情報として活用。当該認証を発行している日本海事協会（Class NK）は、港湾法の登録確認機関である沿岸技術研究センター（CDIT）は、審査書類を共通化して合同審査を実施している。
- 今後、登録適合性確認機関に対しても、こうした審査迅速化の取組を求めています。

<(参考) 現行審査での一本化イメージ>

令和2年12月25日
洋上風力産業ビジョン（第1次）P17より

② 審査の一本化

① 安全審査の合理化

第三者認証機関（ウインドファーム認証）
第三者認証機関（日本海事協会）において
現地のサイト条件（軟弱地盤等）を勘案し、
発電用風力設備として適切に設計されているか
事前に確認

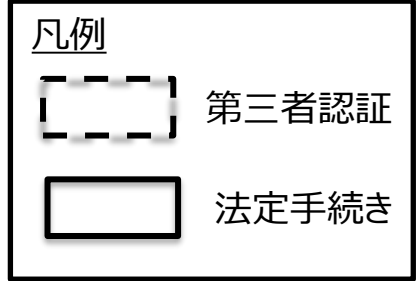


経済産業省（工事計画の届出）

- ✓ 電気事業法に基づく発電用風力設備の適合性確認は
原則ウインドファーム認証書の添付でクリア
- ✓ 絶縁性などの電気設備の適合性確認や工事計画として
の妥当性確認は引き続き実施

審査に
必要な
書面

国土交通省
登録確認機関（沿岸技術研究センター）において、
港湾法に基づき、海象等の諸条件を勘案し、
係留施設として適切に設計されているか確認
(※浮体式の場合は船舶安全法に基づく審査を実施。
すでにウインドファーム認証と一本化済)



(4) 技術基準等の不断の見直し

- 今後、風力発電の導入拡大、設備の大型化、関連技術の進歩が見込まれるところ、各々の機関に対する厳格な登録審査に加え、**適合性確認の適用基準の妥当性を定期的に確認**することも重要。
- したがって、今後の制度運用に際しては、各登録機関が実施した評価実績の内容を**定期的にサンプリングし、それを国が確認していく**。加えて、学識経験者により構成される**アドバイザリーボード**を設置し、**技術革新の動向等に照らした規制や確認手法の妥当性**という観点で確認いただき、**国が策定する技術基準や登録審査基準の継続的な見直しに活用する仕組みを導入**してはどうか。

<技術基準等の継続的な見直しに向けた確認フロー>

